

平成24年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成 2 4 年 第 2 回 南 会 津 町 議 会 臨 時 会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 4 年 5 月 1 8 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 南会津地方環境衛生組合議会議員 6 人の選挙
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について
専決第 1 5 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第 1 6 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 6 議案第 4 4 号 専決処分について
専決第 6 号 南会津町税条例の一部を改正する条例
専決第 7 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
専決第 8 号 平成 2 3 年度南会津町一般会計補正予算 (第 1 2 号)
専決第 9 号 平成 2 3 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
専決第 1 0 号 平成 2 3 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
専決第 1 1 号 平成 2 3 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
専決第 1 2 号 平成 2 3 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
専決第 1 3 号 平成 2 3 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
専決第 1 4 号 平成 2 3 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 7 議案第 4 5 号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4 6 号 工事請負契約について (田島小学校大規模改造事業 (第 2 校

舎) 建築主体工事)

日程第 9 議案第 47 号 工事請負契約について (荒海小学校大規模改造事業 (中校舎)
建築主体工事)

日程第 10 議案第 48 号 工事請負契約について (田島中学校大規模改造事業 (第 2 期)
建築主体工事)

日程第 11 議案第 49 号 工事請負契約について (荒海中学校大規模改造事業 (体育館)
建築主体工事)

日程第 12 議案第 50 号 工事請負契約について (平成 23 年災 町道居平・瀬戸山線
道路災害復旧工事)

日程第 13 議案第 51 号 工事請負契約について (平成 23 年災 安越又川 河川災害復
旧工事)

日程第 14 議案第 52 号 工事請負契約について (平成 23 年災 林道大原線 災害復旧
工事)

日程第 15 議案第 53 号 平成 24 年度南会津町一般会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18 名)

1 番	大 桃 英 樹	議員	2 番	長谷川 耕 一	議員
3 番	湯 田 良 一	議員	4 番	室 井 嘉 吉	議員
5 番	室 井 実	議員	6 番	湯 田 哲	議員
7 番	渡 部 優	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	高 野 精 一	議員	10 番	山 内 政	議員
11 番	渡 部 忠 雄	議員	12 番	湯 田 秀 春	議員
13 番	星 登志一	議員	14 番	阿久津 梅 夫	議員
15 番	五十嵐 司	議員	16 番	大 竹 幸 一	議員
17 番	菅 家 幸 弘	議員	18 番	芳賀沼 順 一	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星光幸	税務課長
宍戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	舘岩総合支所長	齋藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

酒井直伸	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前 10時03分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

ただいまから平成24年第2回南会津町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、大桃英樹君及び17番、菅家幸弘君を指名します。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

去る4月1日付定期人事異動により、議会事務局長に異動がありましたので報告します。

新議会事務局長、酒井直伸君を紹介します。

酒井直伸君。

○酒井直伸事務局長 酒井直伸です。よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 よろしくお願ひします。

次に、行政報告を行います。

お手元に行政報告書として配付してありますが、町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○大宅宗吉町長 皆さん、おはようございます。

行政報告をさせていただきます。

平成24年第1回南会津町議会定例会、議案第34号 平成24年度南会津町一般会計予算審議の中で、13番議員から、みなみやま観光株式会社に関する発言があり、事実調査を実施することをお約束いたしましたので、その調査結果について報告させていただきます。

調査は商工観光課長に指示をいたしました。第1回南会津町議会定例会閉会后に、13番議員から聞き取りを行うとともに、みなみやま観光株式会社において事実確認を行いました。

調査の第1点目ではありますが、みなみやま観光株式会社において、今回の決算で黒字になった要因として社員をやめさせたからではないかとの発言がありました。このみなみやま観光株式会社は、南会津町が100%出資して、そしてこの当町内でも非常に重大な役割を担っている、そういう会社でありますし、町としても重大な責任のある会社でもあります。そういう中で、社員をやめさせたということは非常に重要なことであり、これは町としてもしっかり調査しなければいけないと、そういう判断の中でこのような報告を、調査の結果、させていただくとい

うことになりました。

みなみやま観光株式会社の社員についての、社員の退職についての調査を実施しました結果、平成22年度で正社員4名、平成23年度で正社員8名の計12名の退職者がありました。退職の理由は、退職者全員が自己都合によるもので、退職を強要するようなことは一切ありませんでした。

次に、調査の2点目、みなみやま観光株式会社では退職した社員の有給休暇を買い取りしているとの件であります。旧会社の有給休暇の未消化分の取り扱いについては、新会社への新規雇用となるため、有給休暇は承継しないこととなっており、異議申し立ての社員の有給休暇を欠勤扱いとし減給して支払っておりました。

その後、異議申し立てにより社内で調査したところ、新会社設立後の平成22年7月14日付「有給休暇の承継の件」についての稟議書で、旧会社の有給休暇残日数を統合4社の公平公正を期すため有給休暇を承継することを確認いたしました。このことにより、欠勤扱いとした減給分を有給休暇扱いとしたため、遡及して給与を支払っておりました。

なお、みなみやま観光株式会社では、有給休暇の承継に基づく減給分の支払いは行いましたが、有給休暇の買い取りは一切行っていないことを確認いたしました。

次の調査の3点目、異議申し立てに対する回答が社判でなかった件につきましては、有給休暇を継承したことによる給与支払いという事務的な内容であったため、事務責任者の印で対応したとのことでありました。

いずれにしても、このみなみやま観光は非常に大切な会社であります。この本来の発足した趣旨、これに基づいたしっかりした活動をしていかなければならないと思いますし、今大変町内においても厳しい状況でありますから、今後果たす役割というものはずっと大きなものとなると、そのように私も認識しております。そういう中で、しっかりした経営、そして今後町の支援を当てにしないような経営をどのようにしたらいいかということをお互い協議しながらやっていかなければならない、そういう認識でおりますので、皆さん方にもぜひそのような意味でご支援、それからご理解をお願いしたいと思います。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 次に、執行部から4月1日付定期人事異動による議会出席職員について紹介したい旨の申し出がありました。これを許します。

副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私から平成24年度定期人事異動職員をご紹介します。

前商工観光課長から総務課長、湯田文則君。

- 湯田文則総務課長 湯田文則でございます。よろしくお願いいたします。
- 渡部龍一副町長 前総務課長から館岩総合支所長、室井裕君。
- 室井 裕館岩総合支所長 どうぞよろしくお願いいたします。
- 渡部龍一副町長 前農業委員会事務局長から伊南総合支所長、齋藤友一君。
- 齋藤友一伊南総合支所長 よろしく申し上げます。
- 渡部龍一副町長 前館岩総合支所振興課長より商工観光課長、角田厚君。
- 角田 厚商工観光課長 よろしく申し上げます。
- 渡部龍一副町長 前南郷総合支所町民課長より農業委員会事務局長、星正信君。
- 星 正信農業委員会事務局長 よろしく申し上げます。
- 渡部龍一副町長 前環境水道課課長補佐より環境水道課長、長沼豊君。
- 長沼 豊環境水道課長 よろしく申し上げます。
- 渡部龍一副町長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 芳賀沼順一議長 これで、諸報告は終わりました。



◎南会津地方環境衛生組合議会議員 6 人の選挙

- 芳賀沼順一議長 日程第 4、南会津地方環境衛生組合議会議員 6 人の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、常任委員会の推薦によって議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 芳賀沼順一議長 よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方環境衛生組合議会議員に、議長の私、芳賀沼順一、総務委員会、五十嵐司君、産業建設委員会、山内政君、阿久津梅夫君、文教厚生委員会、高野精一君、星登志一君、以上の6人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した6人の方を南会津地方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人の方が南会津地方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方環境衛生組合議会議員に当選された6人の方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、南会津地方環境衛生組合議会議員6人の選挙を終わります。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○芳賀沼順一議長 ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります日程第5、報告第2号 専決処分の報告についてから、日程第15、議案第53号までの議案審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定によってその発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡潔明瞭に願います。

日程第5、報告第2号 専決処分の報告について、専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 平成24年第2回南会津町町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところをご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

まず、去る4月に発生しました暴風により被災されました多くの町民の皆様に心からお見舞

いを申し上げます。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、平成24年1月16日、南会津町田島字田沢地内の町道において、町有除雪車が拡幅作業中に道路左側に寄り過ぎ、東日本電信電話株式会社所有の電柱に衝突し損傷させたものでありまして、過失割合を町100%とすることで協議が調い、相手方に賠償金13万2,896円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものです。

次に、専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、平成24年2月28日、南会津町浜野地内の県道において、町有車が路面凍結のためスリップし、相手方車両に接触し損傷させたものでありまして、過失割合を町70%とすることで協議が調い、相手方に賠償金14万4,405円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものです。

以上、ご報告を申し上げますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第6、議案第44号 専決処分について、専決第6号 南会津町税条例の一部を改正する条例、専決第7号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第8号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第12号）、専決第9号 平成23年度南会

津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第10号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、専決第11号 平成23年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第12号 平成23年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、専決第13号 平成23年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、専決第14号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第44号 専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴う関係税条例等の一部改正及び平成23年度各会計の最終補正予算について専決処分したものであります。

初めに、専決第6号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、また、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、家屋の滅失に伴う敷地の譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長することや、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置を2年延長することなどであります。

次に、専決第7号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

改正内容は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において、震災特例法に規定する被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長する特例を適用するものです。

次に、専決第8号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第12号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9,358万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,916万4,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまし

て、歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、国庫支出金等を追加する一方、事業の確定見込みにより県支出金、町債等を減額したものであります。

一方、歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正を初め、各種選挙執行経費、緊急雇用対策費、第三セクター経営雇用改善支援補助金、土地区画整理費、中学校耐震化事業等の事務事業費の確定及び実績等により整理補正したものでありまして、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

また、繰越明許費の変更と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第9号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ443万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,154万6,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより国民健康保険税国庫支出金等を追加する一方、前期高齢者交付金、療養給付費交付金、繰入金等を減額したものでありまして、歳出では、総務費の人件費、保険給付費、後期高齢者支援金等、保健事業費を減額するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第10号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ96万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,255万9,000円としたものであります。

補正の内容は、歳入では歳出補正に伴う繰入金及び特定健康診査事業の受託収入の確定見込みによる減額補正でありまして、歳出では人件費と保健事業費の実績見込みにより減額補正したものであります。

次に、専決第11号 平成23年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,227万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,922万5,000円としたものであります。

歳入では、保険料、国・県支出金等の額の確定見込みに伴い減額するほか、歳出の補正額に対して一般会計繰入金を減額したものであります。歳出では、総務費の人件費、保険給付費及び地域支援事業費等の確定見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を基金積立金で措置

したものであります。

次に、専決第12号 平成23年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本補正予算は、歳入歳出それぞれ105万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,513万6,000円としたものであります。

補正の内容は、施設管理費の確定見込みにより歳出を減額するとともに、歳入では、これに応じて一般会計繰入金を減額するほか、収入見込みにより使用料及び手数料を補正したものであります。

次に、専決第13号 平成23年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ507万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,791万8,000円としたものであります。

歳出では、維持管理費及び新設改良費の確定見込みにより関連経費を減額補正するものでありまして、歳出の減額に対応して歳入では一般会計繰入金を減額するほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに諸収入について確定見込みによりそれぞれ補正したものであります。

次に、専決第14号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出274万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,321万1,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、事業の確定見込みに対応して繰入金、町債を減額補正いたしました。一方、歳出の補正は、一般管理費、維持管理費、新設改良費の事務事業の確定見込みによる減額補正が主な内容であります。

また、繰越明許費の変更と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

以上、専決処分をいたしました9件につきましてご説明を申し上げましたので、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 専決処分については承認することに決定しました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第45号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第45号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成25年4月1日に統合を予定しております伊南中学校と南郷中学校の新しい学校名について、伊南中学校・南郷中学校統合委員会において「南会津中学校」を候補として選定し、平成24年第3回南会津町教育委員会定例会において承認を得たので所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜り、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 統合委員会という話が出たわけですがけれども、種々検討されたと思います。それで、さまざまな校名の候補が挙がったと思いますので、その辺の経過等をお尋ねしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

伊南中学校、南郷中学校の統合の学校名の候補の決定の経過というようお願いしております。これにつきましては、統合委員会のほうで、昨年12月の末から今年1月いっぱいかけて一般の方に統合学校名の募集をしたところでございます。この結果、応募総数が214件出てまいりました。この中で類似の学校名というものを精査しますと、75件の学校名というようなことになりました。

この中で、統合委員会の中でこの214件について審議をした結果、「南会津中学校」というものが今回の統合学校名にふさわしいんじゃないかということで、統合委員会の候補ということで教育委員会のほうに進達がなされたということでございます。

これを受けまして、教育委員会の定例会の中で、統合委員会から出されました候補についてさまざまな角度から審議をいたしました結果、統合委員会の候補名を最大限に尊重することが地域の住民の方のこれから統合へ向けた理解が得られるんじゃないかというような結論に達しましたので、今回、議会のほうに提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第46号 工事請負契約について（田島小学校大規模改造事業（第2校舎）建築主体工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第46号 工事請負契約について（田島小学校大規模改造事業）をご説明申し上げます。

本案は、田島小学校大規模改造事業（第2校舎）建築主体工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、改修面積1,328.46平方メートル。渡り廊下A、鉄筋コンクリートづくり3階建て、改修面積209.88平方メートル。渡り廊下B、鉄骨づくり平家建て、改修面積88.80平方メートル。耐震補強工事及び内外装改修工事一式でありまして、町内建築業者11社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億3,440万円で金子建設工業株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成24年12月25日までを予定しております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、議案第47号 工事請負契約について（荒海小学校大規模改造事業（中校舎）建築主体工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第47号 工事請負契約について（荒海小学校大規模改造事業）をご説明申し上げます。

本案は、荒海小学校大規模改造事業（中校舎）建築主体工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり2階建て、改修面積929.48平方メートル。耐震補強工事及び内外装改修工事一式でありまして、町内建築業者11社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億185万円で株式会社大桃建設工業が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成24年12月25日までを予定しております。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、議案第48号 工事請負契約について（田島中学校大規模改造事業（第2期）建築主体工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第48号 工事請負契約について（田島中学校大規模改造事業）をご説明申し上げます。

本案は、田島中学校大規模改造事業（第2期）建築主体工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、改修面積千七百七二平方メートル。耐震補強工事及び内外装改修工事一式でありまして、町内建築業者11社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額9,660万円で株式会社大橋工務店が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成24年12月25日までを予定しておりますので、よろしく申し上げます。

訂正させていただきます。

説明の中で、本工事の改修面積、1,100.72平方メートルでありますので、よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、議案第49号 工事請負契約について（荒海中学校大規模改造事業（体育館）建築主体工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第49号 工事請負契約について（荒海中学校大規模改造事業）をご説明申し上げます。

本案は、荒海中学校大規模改造事業（体育館）建築主体工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨づくり2階建て、改修面積1,122.47平方メートル。渡り廊下、鉄骨づくり平家建て、改修面積4.14平方メートル。耐震補強工事及び内外装改修工事一式でありまして、町内建築業者11社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額8,421万円で株式会社鈴木建設が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成24年12月25日までを予定しております。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この議案に関連しまして、この議案ばかりではないんですが、入札の事案に関連しまして、入札の執行調書を結果表がもらっておりますが、この件も含めて今ま

で4件議案になっていますけれども、田島小、それから荒海小、田島中、荒海中と、この4件を見た場合に、非常に辞退が多いんですよ。

それで、今の議案の件を見てみると、11社指名したうち6社が辞退ということで、半分以上も辞退するというのはちょっと何かおかしいなというふうに思うのですが、その辺、どのようにとらえているのか。つまり、本来この11社にやってもらえれば、もっと競争があったのではないかと思うのですけども、何か理由を知っていれば伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

工事請負の場合、受注した後下請にするという場合が結構ございます。下請にする場合、法的に監理技術者が必要になってまいります。会社においてその監理技術者を配置していないという場合は下請に出せませんので、そのような場合、辞退という形になってございます。また、業者によっては、いろいろと受注件数が多いということから辞退されたということも聞いておりますので、そのようなことが辞退の理由となってございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 監理技術者のことを一例として話がありましたが、そういう会社については、町としても監理技術者がいないということはわかっていると思うのですが、そもそも指名をじゃしないとか、何かそういう工夫はできないのか。その点はいかがですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、それぞれの会社における従業員数、それから指名願が出ておるわけですが、その中で、技術者総数を町としてはつかんでございます。

この間、ご承知のとおり、災害発注ですね、県、それぞれの町村、本町、それぞれ今発注率が高くなっていることも承知しております。ただ、その中で、いわゆる土木工事の技術者さんと建築工事の技術者さんというふうに発注上は区分けされるものでございまして、それぞれ今、Aという会社が、土木の技術者でだれがどう張りついているのか、町の張りついている部分については理解ができるわけでございますが、県発注分については理解できないような調査がございまして、本来であれば、今大竹議員がおっしゃったとおり、全部把握して技術者が全くいないと判断した場合には指名することができないというふうに私も思いますが、この時点ではそこまで把握できませんでしたので、今の指名の、町として持っている一つの内伸というか、

決め事の中で、資格がある、いわゆるマル特業者と言われておりますが、11社について指名をいたしましたので、そういった点でご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 大体理由はわかりましたが、例えば、この議案の中に関係した調書を見ると、一番上の大富士建さんの場合なんか、ちょっとこの調書全体を見ても、7つの案件のうち6つに指名しているんですが、すべて辞退か、あるいは1件も落札がないというようなことがあるなと思って見たんですけども、確かに県の仕事のほうで忙しいとかね、いろんなことがあると思うので、一概には言えませんが、ただ、これを見た限りでは何かちょっとおかしいなというふうに思うし、また、今回の落札率を見てもすべて97%以上というふうに全部非常に高いものですから、もっと競争を促すような何か工夫をすれば、もっと安く町としてもできるんじゃないかと、こう思ったものですから質問いたしました。今後、ひとつ工夫をお願いしたいと思います。終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 この辞退件数が確かに多いことは、今回、そのような実情であります。正直申し上げまして、今、副町長、あるいは総務課長から申し上げましたように、答弁いたしましたように、大変災害等で工事がいっぱい発注されております。そういう中で県のほう、幸いといいますか、南会津町内の事業は100%落札していただいておりますが、県のほうは不調もあります。そういう中で、私どもも副町長も答弁しましたように、県のほうとの状況がよくわからない部分、正直言ってあります。今回はそのような状況下の中でありますので、確かにそういうようなことも、議員がおっしゃられるようなこと、ずっと続くということであれば、これはまた、いろいろ競争入札する中で、公平性あるいは透明性といいますか、そういう中で大変問題かなとは思いますが、こんな状況がどこまで続くのか、そんなに続くとは私も思いませんが、その状況をきちっと把握しながら、判断しながら、今後この工事の発注の仕方あるいは業者さんとの話し合いの中できちんと参加していただけるような、あるいはそのような状況をつくるような町としての対応も必要かなと、そのように考えております。

いずれ公平性、これはしっかり守っていかねばならないし、透明性もしっかり確保していきたい。そういうことでもありますので、いろいろ、今般の諸事情の中でのこの状況だと、私はそのような認識をしておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。今後ともしっかりその対応はしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第50号 工事請負契約について（平成23年災 町道居平・瀬戸山線 道路災害復旧工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第50号 工事請負契約について（平成23年災 町道居平・瀬戸山線 道路災害復旧工事）をご説明申し上げます。

本案は、平成23年7月27日から30日にかけての新潟・福島豪雨災害による異常出水により被災した町道居平・瀬戸山線の道路災害復旧工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、復旧延長1,885.0メートルでありまして、町内建設業者7社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億2,232万5,000円で株式会社館岩工務所が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成25年3月29日までを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、議案第51号 工事請負契約について（平成23年災 安越又川 河川災害復旧工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第51号 工事請負契約について（平成23年災 安越又川 河川災害復旧工事）をご説明申し上げます。

本案につきましても、新潟・福島豪雨災害により被災した安越又川の河川災害復旧工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、復旧延長右岸・左岸合計448.0メートルでありまして、町内建設業者7社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億132万5,000円で久米工業株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成25年3月29日までを予定しております。

以上であります。

訂正させていただきます。

工事の概要であります、復旧延長右岸・左岸合計448.0メートルと申し上げましたが、448.1メートルであります。よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第14、議案第52号 工事請負契約について（平成23年災 林道大原線 災害復旧工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第52号 工事請負契約について（平成23年災 林道大原線 災害復旧工事）をご説明申し上げます。

本案につきましても、新潟・福島豪雨災害により被災した林道大原線の災害復旧工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、復旧延長518.0メートルでありまして、町内建設業者7社を指名し、5月

11日指名競争入札を執行した結果、請負金額8,389万5,000円で株式会社新井組が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成25年3月29日までを予定しております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 この50号から51、52と、災害復旧工事ということで、完成工期が25年3月29日ということで、1年もないと思うんだよね。冬場を考えると、わずかしかないんですけども、これは本当にできるのかなというような、そういうおそれがあるわけなんですけれども、延びる可能性とか、そういったことの懸念があるわけなんですけれども、何かそれらについて、どのように当局は考えているか、お聞かせいただければありがたいと。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

議員がおただしのお通り、今回、この災害復旧工事、かなり大きな工事になってまいります。そういったことで、今回、来年の3月29日まで工期をとらせていただいたのは、工期を来年度に繰り越すというような想定のもとに3月の29日まで工期をとらせていただいたという考え方でございますので、繰り越しをして来年度もこの工事が施行できるというような方向性に工期設定した中身でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 繰り越すということは、工期がまた延びると。どのくらい延びるんですか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

当初の設計ですか、発注の際に、この工事は繰り越しですよという中身での発注はできません。こういったことで、1年間ぎりぎりの工期をとらせていただきまして、その工事の工程等を見た上で、工期を次年度に延ばしますよ、予算については繰り越しをいたしますよという方向性で考えてございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、現状の状況と伺いますか、それを話させていただきたいと思っております。

が、先ほど申し上げましたように、大変この災害によって業者さんが今まで大変厳しい状況にあった中でこういう災害が起こったと。それも、町も県も国も事業が一遍に出てきたと。そういうようなことでありまして、今回の災害は激甚災害にも指定されております。この3年間という縛りの中で工事をしなさいというようなこともあるんですが、私もその実情を考えた中で、県にも国にも、実は今、町の業者の状況はこうですと、そのようなことを説明申し上げております。ただ、激甚災害ということがありますから、期限が限定されてはくるとは思うんですが、そういう中で、国のほうでも県のほうでもそういう状況を配慮いただくことはできないかと。いわゆる業者さんが落ち着いてしっかりした工事をしてもらえるような状況をつくってほしいということですが、そういうことを要望というか、事あるごとに話させてもらっております。

なかなか厳しいかもしれませんが、やはりそのようなことが、今、特別な対応が必要なのかなという状況ではあると、そのような認識ではあります。ただ、それが現実、さらになるかどうかは確認はできませんが、そのようなことをお願いしているところでありますので、なお、それもまた工期内にしっかりやってもらうということも、業者といたしますか、役割であると思いますので、その辺もしっかり指導してまいりたいと思いますが、そのような事情でありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第15、議案第53号 平成24年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第53号 平成24年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,142万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ113億7,842万4,000円とするものであります。

歳入から各款別にご説明いたします。

第14款国庫支出金は、新潟・福島豪雨災害関連の過年災害復旧工事費の増額と国庫負担金の補助率増嵩に伴いまして、9,602万4,000円を増額補正するものであります。

第21款町債は、この補助率増嵩に伴う国庫支出金の追加により、6,460万円を減額補正するものであります。

次に、歳出について各款別にご説明いたします。

第2款総務費は、本年4月に発生いたしました暴風災害によります町有施設修繕工事請負費並びに被災した集落集会施設再建のための建設補助金741万5,000円の補正計上であります。

第3款民生費は、災害救助費として、暴風災害の被災者支援のための被災住宅修繕工事費助成金800万円の補正計上であります。

第7款商工費は、暴風災害により破損した小豆温泉花木の宿の屋根修繕工事費123万1,000円の補正計上であります。

第11款災害復旧費は、過年災害復旧工事請負費において、コンクリート単価に災害査定時と実施設計時とに著しい差が生じたため、2,328万9,000円を追加補正するものであります。

第11款予備費は、歳入との関連で851万1,000円を減額補正するものであります。

よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

たびたび訂正申しわけないんですが、最後の予備費のところではありますが、第14款予備費は歳入との関連で851万1,000円ということにさせていただきます。ですから、款の間違いであります。11款と申し上げましたが、14款であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 委員会の説明が特にないので、所管でありますけれども質問をします。

災害救助費の中で800万、被災住宅修繕工事費助成金ということで上がっておりますが、これは何棟分なのか、地域別で教えていただきたい。

それから、11の災害復旧費、2,328万9,000円。コンクリート単価が上がったということでございますが、林業災の治山関係のやつコンクリートについてはそのままなのかどうかもあわせてお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

初めに、住宅の補助の関係でございますが、戸数については、住宅で15棟、それから附属屋で16棟の31棟になってございます。ただ地区ごとにつきましては、この段階でちょっとお答えできませんので、資料はあるのですが、後ほど答えさせていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の生コン関係の単価が上がったという話でございますが、これは公共土木のほうの査定単価と実施単価の差でございますが、農林土木の査定時の考え方とはちょっと違いますので、公共土木だけというふうにとらえていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 確認をさせていただきます。

公共土木って、いわゆる建設課所管以外については当初査定を受けたそのままという理解でよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

今回は昨年度に査定を受けましたので、24年度発注ということになりますと24年度の単価を使いますので、査定時とはどうしても単価が一緒にならないという状況になります。

以上でございます。

〔「林業は」と言う者あり〕

○鈴木忠男建設課長 林業のほうにつきましても、前年度と平成24年度発注につきましても、これは単価の改正もございますので、査定時の単価と同一ということではございません。ただ、建設の公共土木の場合ですと、その査定単価と24年度単価の差が非常に多かったということで、今回、町予算のほうに不足が生じたので、補正をさせていただくという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、これから農林関係のいわゆる林道治山関係の復旧についても出てくる可能性はあるということによろしいですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

基本的には今建設課長が答弁したとおりなのですが、農林課所管の関係についても、今後そういうような状況が発生するかもしれませんが、今のところ現状維持で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 先ほどの住宅に関する改修補助の関係でございますが、地区ごとにお答えをさせていただきます。まず、住宅でございますが、田島地区5棟、館岩地区1棟、伊南地区6棟、南郷地区3棟、計15棟でございます。次に、附属建物でございますが、田島地区3棟、館岩地区5棟、伊南地区6棟、南郷地区2棟、計16棟でございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、一般補正の7ページ、2款目の7と10、それから款3の民生費の災害助成金、この3点についてお伺いしますけれども、これはすべて多分4月の風、雨による、影響による被害かなと思うのですけれども、非常に私は、特別委員会で回った感じでは、非常にやはり町の足が遅いなど。遅いのは、一つは議会にかけなきゃいけないと。それからそういった条例がないとか、そういった理由はいろいろあると思うんです。

ただ、被災者から見るとやはり初期初動ができない、やりたいと思う時にお金が来ないというのが一番、これは国・県の助成金でもそうなんですけれども、こういったことに関して、町としては、何か条例とか、そういったものをつくっておけば、もっと早く動けるんじゃないか

と思うのですけれども、今まで災害が少なかったから条例をつくってこなかったという経過はあると思うのですけれども、今後のことを考えた場合にこういったものを条例化すると、そしてすぐにでも議会を開かない前にもうお金が渡せるんだというような状況をつくるべきだと思うのですけれども、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 では、お答えします。

昨年以來、本当に大きな災害が続いていますし、豪雨災害もそうでした。それから今回の暴風災害もそのとおりでありますけれども、確かに臨時的な措置をした中でも完全な措置ができないためにいろいろ不自由をかけた部分があります。本当にそういう面では、おわびといいいますか、おわびを兼ねて、また、お見舞いも申し上げたいのですが、確かにそういう不備といいいますか、なかなかすぐ対応できないということが、私としても感じております。そういう中で、今後どのようにしたらできるのかなということではありますが、条例の改正あるいは新しく条例つくるなり、それから防災計画の中でもどのように対応するかということもいろいろ検討はしておりますが、条例との絡みの中で今検討しております。

そういうことで、今後、町としても危機管理の問題もありますし、そういうようなことを実際にきちんと対応できるような、やはり安全安心を目指したまちづくりということであるならば、大切なことでありますから、それをしっかり対応する必要があるだろうと考えておりますので、皆さん方にもぜひアイデアを出していただいたり、ご協力いただきたい。そしてまた地域の皆さんにも理解いただくような対応をしてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

地方自治法に基づく専決予算の処分とか、あるいは予備費の充当という、そういう方法もございましたが、今回につきましては、るる検討した中で、5月18日、本日の臨時議会ということも承知してございましたので、この臨時議会にかけるのが適当であろうということで、このように形にさせていただきましたが、今町長ご答弁申し上げましたように、いろいろと今後早急な対応ができるような形で検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 とにかく、早く手を打てるような方策を今後検討していただきたい

いと思います。

それと関連して、我々の文教厚生委員会の管轄である住民生活のほうでは今後防災マップをつくるというようなことも聞いています。それから、これは、我々の文教委員会だけじゃなくて、農業関係も林業関係も過去に必ずいろいろな災害が起こっていると思うんです。最近のテレビを見ると、やはり災害というのは同じ場所でも繰り返し起こるものだというようなお話もしています。それで、ぜひ我が町では、農業、林業あるいは一般住宅を含めて過去にどのような災害があったかという、要するに履歴書ですね、災害の。そういったものを全町、委員会ごとじゃなくて、全部で一覧表みたいな感じで、やっぱりそういった罹災マップをつくる必要があるんじゃないかと。こんなふうに考えるんですけども、その辺町のほうとしては災害時全町的にどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

これまでも防災対応に関しましては、私も考え方を少し述べさせていただきましたけれども、確かに町の条例等ありますけれども、不備といいますか、不備というよりも対応が不十分を感じた部分はあります。ですからそういう面で、今年の豪雨災害以来いろいろ整備もした部分もあります。また今度引き続きそういうものを総体的に見直す必要があるだろうと思いますし、当然そのハザードマップ、それから防災、それから自主防災もしっかり皆さんにも理解していただいた中で、町としては、人命の尊重、それから安全安心の対策をしていきたい、そのように考えております。

ですから、総的に今いろいろ検討してます。そういう中で、また状況を十分に、過去のこととも振り返りながら、これからのいろいろ想像しながらやっていく必要があるだろうと、そのように考えております。そのように見直しを図ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたい。皆さん方にもぜひご協力をお願いしたいと、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉議の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

これで会議を閉じます。

◇

◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 平成24年第2回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員